

(7) 不動産取得税

1) 概要

項目	内容													
納税義務者	土地や家屋を売買、交換、贈与、新築、増改築等によって取得した人（有償・無償を問わない。）													
税額	<p>税額＝取得した不動産の価格×1×税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">取得日</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">土地</th> <th colspan="2">家屋</th> </tr> <tr> <th>住宅</th> <th>住宅以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 「不動産の価格」とは、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（固定資産評価額）である。また、家屋を新築、増築等したときは家屋が台帳に登録されていないため、固定資産税評価基準により新たに評価した額である。）。</p> <p>*2 平成 30 年 3 月 31 日までに取得した宅地等（宅地及び宅地評価された土地）は、不動産価格が 2 分の 1 に軽減される。</p>	取得日	税率			土地	家屋		住宅	住宅以外	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	3%	3%	4%
取得日	税率													
	土地		家屋											
		住宅	住宅以外											
平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	3%	3%	4%											
申告と納税	<p>申告...不動産を取得した日から 30 日以内に、その不動産所在の市町村を經由して、県の各地域振興局・支庁に申告する。</p> <p>納税...県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、納税通知書に記載されている納期限までに納める。</p>													
免税点	<p>次の場合には、不動産取得税は課税されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得した土地の価格が 10 万円未満の場合 ・建築（新築・増築・改築）した家屋の価格が 23 万円未満の場合 ・売買・贈与等により取得した家屋の価格が 12 万円未満の場合 													
非課税（課税対象とならない場合）	<p>次の場合には、不動産取得税は課税されない（なお、取得した者からの申立て等が必要になる場合がある。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続により不動産を取得した場合 ・法人の合併または分割により不動産を取得した場合（一定要件あり） ・公共的用途に供する不動産を取得した場合（広く不特定多数の人の利用に供するもので法律で定める一定要件に該当するもの） ・土地改良事業又は土地区画整理事業の施行に伴い換地を取得した場合 ・取り壊すことを条件として家屋を取得し、取得後使用することなく直ちに取り壊した場合（不動産としてではなく動産を取得したとみられるときに限る。） 													
軽減措置	住宅を取得した場合の軽減措置、住宅用土地を取得したときの税の軽減措置、その他の軽減措置がある。													

2) 監査意見

① 課税権の消滅に対する対策

(a) 現状

登記の情報を受け、不動産取得税の課税をしたものの、実質取得が5年以上前で時効にあたり課税権が消滅するケースがあった。登記を伴わない実質取得を把握するのが困難である状況であり、このようなケースは今後も起こり得るものと考えられる。

平成26年度の課税権消滅の件数等は以下のとおりである。

単位：千円

地域振興局・支庁	土地		家屋		合計	
	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
鹿児島	93	3,844	3	2,428	96	6,272
南薩	0	—	0	—	0	—
北薩	1	5	3	3,365	4	3,370
姶良・伊佐	1	430	1	6	2	437
大隅	2	44	0	—	2	44
熊毛	0	—	0	—	0	—
大島	0	—	0	—	0	—
計	97	4,325	7	5,799	104	10,124

鹿児島地域振興局の土地93件中90件(2,773千円)が、土地区画整理事業に伴う小宅地の取得である。

県の条例では以下のように不動産を取得した際の申告義務が規定されている。

鹿児島県税条例

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第52条

1 不動産を取得した者は、当該取得の日から30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産所在の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産を取得した者の住所及び氏名又は名称
- (2) 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 不動産を取得した年月日及びその理由

2 法第 73 条の 4 から第 73 条の 7 までの規定に該当する者は、前項の規定によつて提出すべき申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

3 知事は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し報告を求めることができる。

(不動産取得税に係る不申告等に関する過料)

第 53 条 不動産の取得者で前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた者は、10 万円以下の過料に処する。

2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の過料について準用する。

(b) 問題点

上記の条例に従って不動産を取得してから 30 日以内に申告するケースはほとんどなく、義務を怠ったものへの過料をとることもない。不動産の取得に関する申告がないことが、登記を伴わない不動産の実質取得に対する不動産取得税課税の対象の捕捉を難しくしている重要な要因と考えられる。

(c) 改善案

個人の場合は、減免されることも多いが、法人については減免が相対的に少ないため、登記を行わない不動産取得を積極的に捕捉することが重要である。

例えば、申告義務及び過料について広報等で周知徹底を図るなどの対策が必要である。また、市と連携して固定資産税の納付書を送付するときに不動産取得の申告義務についての説明を同封するなどにも検討の余地がある。

また、上記の条例に規定された「過料」については、金銭債権として確定した後は、地方自治法第 236 条に規定する公債権に当たるため、5 年の消滅時効にかかるが、過料に処すること自体の消滅時効については明文の規定がない。登記を伴わない不動産の実質取得が登記時に判明したとしてもすでに時効により課税権が消滅した場合については、正当な理由がなく第 52 条第 1 項の申告義務を怠ったとして 10 万円以下の過料に処することができないかを検討すべきである。

(8) 自動車税

1) 概要

項目	内容		
納税義務者	県内に主たる定置場のある自動車の所有者 (割賦販売等で、自動車販売会社等に所有権が留保されている場合には、買主(使用者))		
税額	自動車の種類、用途、排気量等により年税額が決められている。		
	区分	自家用	営業用
	乗用車	29,500 円～111,000 円	7,500 円～40,700 円
	トラック (4人以上)	13,200 円～43,000 円	10,200 円～31,800 円
トラック (3人以下)	8,000 円～172,800 円	6,500 円～128,200 円	
申告と納税	申告...自動車を購入、登録事項の変更等をしたときは、そのつど、自動車税の申告書を県の鹿児島地域振興局自動車税課へ提出する。 納税...毎年4月1日現在で自動車を所有している者が、県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、5月末までに納める。ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、登録のときに月割で納める。		
減免制度等	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っているもので、一定の条件に該当する場合には、自動車税が減免される。		
グリーン化特例	地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球にやさしい自動車の普及等を図るため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は税額を減額(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額(重課)する制度である。 1. 軽課 平成26年度に新車新規登録された一定の条件を満たす自動車を所有している場合は翌年度の1年間のみ、自動車税が軽減される。 2. 重課 一定の条件に該当する自動車については、自動車税が増額される。		

2) 監査意見

① 社会福祉施設の課税免除

a. 社会福祉施設への調査

(a) 現状

鹿児島県税条例第 100 条第 5 号の規程は下記のとおりである。

(自動車税の課税免除)

第 100 条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税の課税を免除する。ただし、第 3 号から第 8 号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

(5) 社会福祉施設の設置者又は経営者が所有し、かつ、専らその施設の入所者の用に供する自動車

この条例に基づいて、知事の承認を受けた社会福祉施設の自動車は課税免除となるが、そのためには要件を具備した運行日誌の整備が必要となる。

県の定める「自動車税課税免除実態調査要領」6(3)では社会福祉施設については概ね 3~4 年ごとに調査する、となっている。

その調査方法は次のとおりに定められている。

(1) 実地調査

課税免除を受けた自動車の所在地に赴き調査する。

(2) 照復調査

自動車税課税免除照復書を市町村長に送付し調査する。

(3) 文書(封書)調査

調査事項を課税免除された自動車の所有者等に送付し調査する。

(4) その他必要と認められる調査方法

下表は県の作成した「社会福祉課税免除車実態調査」のデータであるが、この表から実態調査の概算年数を「調査対象施設数÷実施調査施設数」の算式で計算すると、平成 24 年度 7.6 年、平成 25 年度 6.5 年、平成 26 年度 6.8 年となる。

年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
調査対象法人数		420	467	441
調査対象施設数 (A)		578	633	748
実地調査	法人数	62	67	63
	施設数 (B)	76	96	110
文書調査	法人数	7	10	7
	施設数	8	12	10
計	法人数	69	77	70
	施設数 (C)	84	108	120
調査頻度概算 年数 (年)	A÷B	7.6	6.5	6.8
	A÷C	6.8	5.8	6.2

(b) 問題点及び改善案

上述から「自動車税課税免除実態調査要領」に定められた頻度を下回ることは明白である。上表によると施設に対する実施調査件数は増加傾向にあるが、文書調査はそもそも調査数が少なく過去3年度は横ばい状況にある。

実地調査数の増加が困難であるならば、文書調査を増やし、気付事項や疑問点が生じた施設に改めて実施調査に赴く等の対策が必要である。

b. 社会福祉施設の運行日誌の様式

(a) 現状及び問題点

「社会福祉施設の所有自動車の課税免除について」では運行日誌等の整備が要請され、課税免除認定要件についても下記が示されている。

- | |
|---|
| <p>i 使用目的</p> <ul style="list-style-type: none">・入所者（通所者等を含む）の送迎に用いられていること（職員のみが乗車し、買い物及び研修等に使用する場合は対象外）・授産施設等で職業訓練用及び施設の本来の事業用に供される物資運搬用トラック等であること（原則、入所者等が同乗すること） <p>ii 運行回数</p> <ul style="list-style-type: none">・月平均使用日数の80%以上がiの使用目的を満たしていること <p>iii 運行距離</p> <ul style="list-style-type: none">・月平均走行距離の80%以上がiの使用目的を満たしていること |
|---|

この通知には参考として「運行日誌様式例」も記載されている。

つまり、社会福祉施設が自動車税の課税免除を受けるには上の要件をみたく運行日誌等の整備が必要ということになる。

しかし、調査を行って入手された実際の各社会福祉施設の運行日誌等を見ると用紙の使い方も縦・横があり、手書・機械入力出力ありと様々な形で作成されている。

(b) 改善案

「社会福祉施設の所有自動車の課税免除について」に記載されている様式例を充実した上で「運行日誌記載例」の見本として県のホームページ等で示せば、該当する社会福祉施設も作成しやすいし、調査する県としても効率的な調査が行え、「自動車税課税免除実態調査要領」6(3)に記載された頻度での調査が可能となる。

c. 社会福祉施設への調査結果の報告

(a) 現状及び問題点

現在は調査を行った各施設に対して調査結果の不備事項等を送付しているが、本部に送付しなければ社会福祉法人全体への周知にはつながらない場合も生じる。また、各施設（各サービス区分）に送付する場合、実施した施設数だけ送付することになるために部数が多くなり、事務手続が煩雑となっている。

(b) 改善案

調査結果を今後へ活用していくためには、調査対象施設の属する社会福祉法人の本部宛に送付し、本部から各サービス区分へ法人全体の留意事項として伝達を依頼することが改善策の一つとして考えられる。更には事務効率化の観点からも望ましいものとなる。

d. 社会福祉法人に関係する県の他部署との連携

(a) 現状・問題点及び改善案

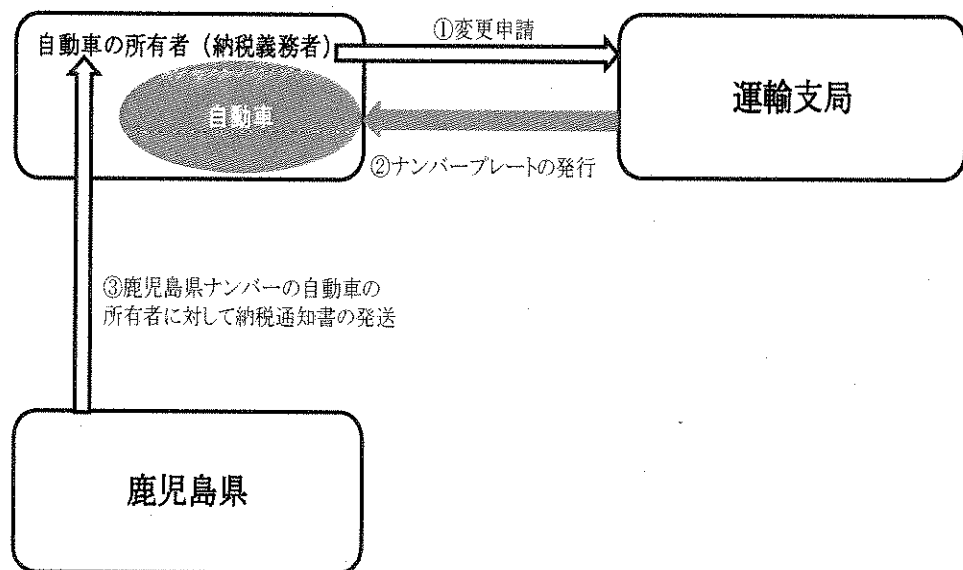
県や市町村において社会福祉法人に関係する部署は数多く存在する。例えば、社会福祉課の指導監査との連携を強め情報を共有し、県や各市町村の指導監査業務担当部署に運行日誌記載の指導をしてもらうことにより、最終的には公共性の強い社会福祉法人運営が可能となる。

② 自動車の主たる定置場の変更

(a) 現状

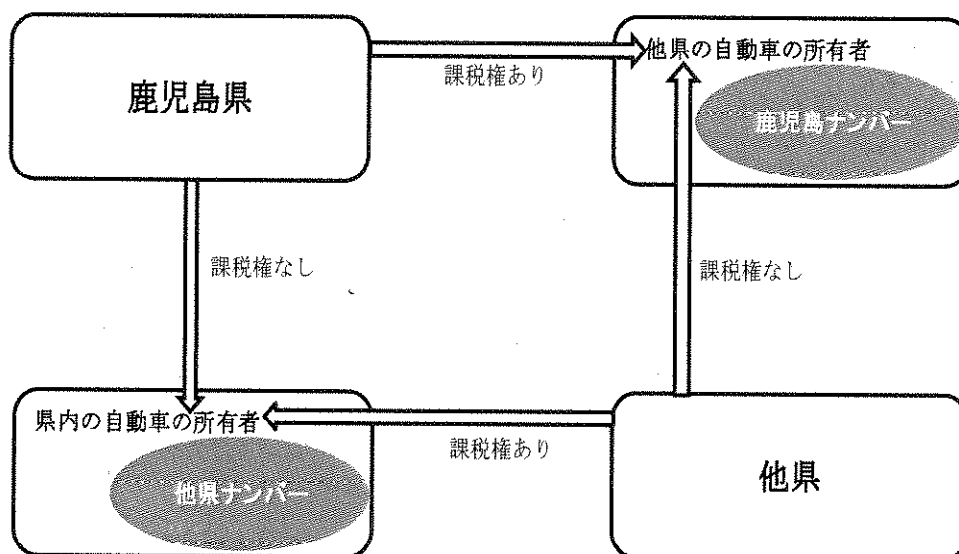
自動車の所有者は主たる定置場に変更があった場合、15日以内に運輸支局に対して自動車登録ファイルに登録された主たる定置場の変更（ナンバープレートを変更）を申請しなければならないが懈怠しているケースも存在する。

【変更申請の流れ】



そうしたケースは、県外に主たる定置場があるものの鹿児島ナンバーを引き続き有する者と県内に主たる定置場があるものの県外ナンバーを引き続き有する者に大別される。県は前者に対してはその所在を各市町村に問い合わせをするなどして納税通知書を発送しているが、後者に対しては県からの納税通知書が発送されることはない。これは、「地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県税関係)」において、「主たる定置場」は「登録自動車については道路運送車両法第6条の自動車登録ファイルに登録された使用の本拠の位置をもって主たる定置場とすること。」と規定されているためである。

【課税権の関係図】



自動車登録ファイル

自動車についての登録事項を記録し、所有権の公証を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全等、自動車行政の施策策定等に利用するためのものである。その情報収集方法は、自動車の所有者からの登録申請書、自動車の使用者からの検査の申請書、自動車の所有者及び抵当権者からの抵当権登録申請書、裁判所からの登録嘱託書等に基づく。

道路運送車両法

(自動車登録ファイル等)

第 6 条 自動車の自動車登録ファイルへの登録は、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によって行なう。

(変更登録)

第 12 条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

地方税法

(自動車税の納税義務者等)

第 145 条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車その他政令で定める自動車を除く。以下自動車税について同じ。)に対し、主たる定置場所在の道府県において、その所有者に課する。

鹿児島県税条例

(自動車税の納税義務者等)

第 98 条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第 3 条の大型特殊自動車を除く。)に対し、その所有者(所有者が法第 146 条第 1 項の規定によって自動車税を課する事が出来ないものである場合においては、その使用者)に課する。

運輸支局にて自動車登録ファイルに登録された主たる定置場の変更を申請するには少なくとも以下の手数料がかかる。

登録手数料	350 円
ナンバープレート交付手数料	約 2,000 円
申請書用紙代	約 100 円

一部の納税義務者が運輸支局への変更申請を怠っている要因として、上表のような手数料がかかることや、そもそも変更の申請をしなければならないことを認識していないことなどが考えられる。

なお県が納税通知書を発送するものの内、鹿児島県ナンバーで県外に所在している納税義務者に係る自動車の課税台数は以下のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
鹿児島県外課税台数	33,137 台	33,438 台	34,002 台

上表の課税台数は、多くはリース会社分（鹿児島県内に定置場があり、かつ鹿児島ナンバーであるが鹿児島県外の本社で一括して支払う場合）であるが、県外に主たる定置場があるものの鹿児島ナンバーを引き続き有する者が含まれている可能性がある。

(b) 問題点及び改善案

自動車税は自動車の使用による道路の損傷に対して、その損傷の原因となる自動車の所有者に負担金を課するものであることから、主として道路が使用されている所在地において課税されるべきである。そしてこの目的を達成するには自動車登録ファイルが使用の実態に沿ったものであることが必要となる。しかし、主たる定置場の変更申請がなされず、自動車登録ファイルが更新されないために使用の実態に合わないケースが生じている。

そのため国は納税義務者に対して、主たる定置場に変更があった場合は運輸支局に変更手続をとるように車検時などの際適切に指導し、自動車登録ファイルが実態と合わない場合は主たる定置場の実態に沿った課税を行えるよう法の厳格運用を行うべきである。

また県としても、納税義務者に変更申請を依頼するだけに留まらず、他県との情報交換ができる体制づくりの必要性を全国知事会などで積極的にアピールすべきである。

(9) 県税の未済

1) 監査結果

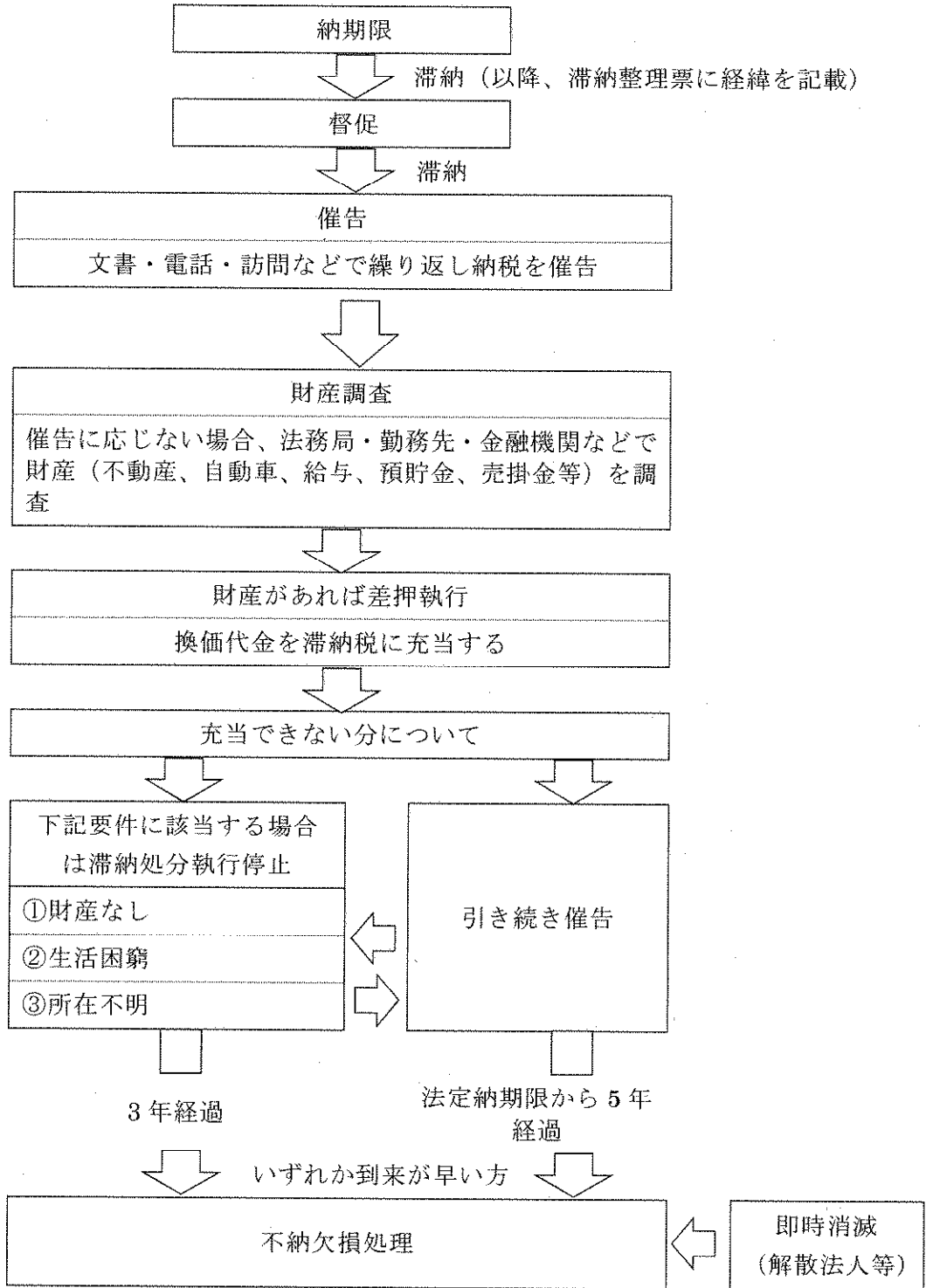
① 滞納整理

(a) 現状

滞納から不納欠損処理に至るまでの流れは次頁の図のとおりである。

納期限後、管理業務担当者において督促状を送付し、その後 10 日を経て完納に至らない者については、納税業務担当者が業務を引き継ぎ、滞納整理票とよばれる管理カードにその後の経緯を記録することになる。滞納整理票は滞納額が完納か不納欠損になるまで、常時、納税業務担当者が記録・管理を行う。

滞納から不納欠損処理までの流れ



(b) 問題点

滞納納税者に対する行動については、滞納整理票裏面の「整理事項」に記録する必要があるが、閲覧する中において長期間に渡り活動内容が記録されていないものが見受けられた。例を挙げると以下のとおりである。

課税年度	税目	金額 (円)	整理事項記載内容	所見
21	自動車税	39,500	平成 24 年 8 月 20 日：預貯金調査、生命保険調査	平成 26 年 7 月 28 日に時効が成立しているが、その 3 ヶ月前の差押予告までの 1 年 8 か月間の行動記録記載がない。 なお、平成 25 年 4 月に差押予告を発送しているがその記載が漏れているとの回答であった。
			平成 26 年 4 月 18 日：差押予告	
20	自動車税の延滞金	26,900	平成 24 年 2 月 26 日：臨戸一母親対応	平成 27 年 2 月 27 日に時効が成立しているが、時効成立 3 ヶ月前の差押予告がない。 また、それ以前にも滞納納税者との接触が長期間なされておらず、財産調査等の指示もない。
			平成 24 年 4 月 20 日：催告状発送	

その他財産調査がなされているが差押がなされておらずその判断過程も記されていないケースもあった。

また、本税が完納されている場合、他の滞納者の本税回収に注力することから、延滞金の回収は後回しになっていると思われる案件も散見された。

滞納整理票裏面の「整理事項」が長期間に渡って記載されない場合は、滞納者に対してどのような行動がとられたのかが不明であるため、上長や後任者などが適切な対応を図れないという問題がある。

また、遠隔地であるなどの理由により、滞納者に対して長期間に渡って接触していない場合には、租税債権の回収が著しく困難になるという問題もある。

そして長期間に渡って記録されていない滞納整理票、あるいは実際に長期間接触していない滞納者の整理票が存在する原因としては、滞納整理は、基本的に各担当者個人に任されていること、担当件数が多数に及ぶこと、さらには上長による検証は、高額案件・常習滞納者など徴収困難が予想される案件を中心に実施されていることなどが考えられる。

(c) 改善案

前述のいずれのパターンであっても県が確保すべき収入であることに相違はないため、適時適切な滞納整理手続を実施する必要がある。滞納整理の進行管理については、担当者一人だけに任せるのではなく、組織的な管理体制を整える必要がある。担当者による滞納整理行動の記録を確実に行うとともに、現在、県税課（納税課）内で行っている滞納整理に係る進行管理会議の実施方法を工夫するなど、上長による検証を通じて常に滞納整理の状況を把握しておく必要がある。

② 自動車税の延滞金を自動車税課との協議で徴収しないとした事例

(a) 現状

自動車税の納税者で、平成 20 年度の自動車税本税を滞納し、その後分割納付したものの、延滞金 3,000 円が回収されず、平成 26 年度において不納欠損処理されている事例があった。この延滞金については、滞納整理票の「差押え等の表示」欄に手書きで「(21.6.30) 延滞金 3,000 については自動車税課と協議済。徴収しない。」と記載されていた。「(21.6.30)」は平成 21 年 6 月 30 日を指すと考えられる。

延滞金を徴収しない理由として免除が考えられるが、延滞金の免除は、災害等で徴収の猶予をした場合の猶予期間に対応する延滞金を免除（地方税法第 15 条の 9）などに限られ、本件は免除の要件を満たす根拠が認められない。

(b) 問題点

本件は法令に準拠した手続がとられないまま、不納欠損処理されており、不適切な処理である。

延滞金が徴収されないとすれば、納期限までに納付している善良な納税者との公平が保たれず、県の税務行政に対する信頼が失墜する恐れがある。

(c) 改善案

滞納整理票を閲覧すれば容易に問題点を把握できるにも関わらず、何年も放置されてきたのは、上長による滞納整理票の査閲ができなかったか、あるいは、査閲されても通常は、本税を延滞金に優先して滞納整理実施することが背景としてあったと推測される。したがって、再発防止のために、滞納整理票の網羅的かつ定期的な上長による査閲の実施と、個々の滞納整理票を誰がいつ査閲したかを一覧できる管理表などシステム面の構築と運用が求められる。

1) 監査意見

① 不動産の差押えの是非

(a) 現状

不動産取得税等を滞納していた有限会社 A 社は、平成 25 年 8 月 23 日に解散し(解散登記は平成 25 年 8 月 28 日)、平成 26 年 4 月 15 日付けで「未払金の精算について」という債務の弁済案を清算人(A 社の代表取締役)名義で関係者へ送付した。A 社は不動産取得税の対象となっていた不動産を平成 26 年 3 月に売却し、債務の弁済に充てるとしていた。県の租税債権に関連する弁済案の内容は次のとおりであった。

(単位：千円)

	滞納額 ①	精算額 ②	差引額 (①-②)
不動産取得税(平成 24 年度)	4,314	949	3,365
不動産取得税の延滞金(*1)	994	—	994
平成 23~25 年度の法人県民税(*2)	63	13	49
合計	5,371	963	4,408

(*1) 延滞金は、平成 26 年 5 月 7 日現在のものであり、「未払金の精算について」に記載されていない。

(*2) 実際には平成 23 年度と 24 年度(平成 23 年 3 月期と平成 24 年 3 月期と推測される)の法人県民税は納付されている。平成 25 年度(平成 25 年 3 月期と推測される)は無申告となっている。

精算額は、県の租税債権を含めた A 社の債務額合計に対する、不動産の売却代金の割合をもとに算定されており、債務には、国や町の租税債権の他、民間からの借入金、水道光熱費などが含まれている。また、担保に供された資産はない。

県は、所轄税務署と固定資産税を課税している町が弁済案をそのまま受け入れることや、平成 26 年 12 月 15 日付けで実施された県内の銀行や主な保険会社への財産調査で銀行口座等がなかったとの結果を受け、売却された不動産以外に A 社に財産はないと思料されるとの判断から、上記の弁済案を受入れ、残額を平成 26 年度で不納欠損処理している。

本庁税務課は平成 25 年 6 月頃、「不動産差押えをした方がいいのではないかと」担当の県税課へ助言し、担当の県税課としても納付期限を定めての交渉を続けてきたが、A 社代表取締役より「任意売買の交渉中であり、差押えは待つてほしい」旨の要請があったため、担当の県税課は自主納付を促したほうが有利と考えた。

差押物件になることで買い手に悪印象を与えて売買交渉が決裂し、差押物件として処分するよりも、交渉中の売買契約が成立したほうが一般的に回収額が大きくなると考えたとのことである。

これらの結果、平成 25 年 9 月 4 日に差押決定通知を送付したが、差押えをしないまま、平成 26 年 3 月 19 日に不動産の売却がされ、前述の弁済案が送付された。

(b) 問題点

地方税法第 14 条は、「地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定がある場合を除き、すべての公課（滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費を除く。）その他の債権に先だって徴収する。」と、地方税優先の原則を定めている。

それにも関わらず、A 社が一方的に債権者に対して各債務の弁済額を通知した上で弁済した行為については、民法 424 条により、当該行為の取消を請求できる可能性がある。

民法 424 条第 1 項

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

この詐害行為取消請求権が適用される局面は限定されているが、当該請求権の行使の可否を検討する余地はあると考えられる。

本件は、不動産の売却代金が、県や市・国の租税債権合計額を上回る金額であるものの、債務者が一方的に弁済額を通知すれば、これが認められるという事例であり、地方税法第 14 条を遵守する他の納税者との間で著しい不公平が生じているという問題がある。

(c) 改善案

滞納者に対して、地方税法第 14 条の趣旨を周知徹底させるとともに、地方税法第 14 条を遵守した徴収実務が求められる。不動産を差押えたとしても、滞納者による任意売却は可能であることから、本件では、差押えた上で売却代金を回収した方が、仮に回収金額が前述の金額より少なかったとしても、法的には手続上何の瑕疵もなく、県民の理解が得られやすいと考えられる。

また、滞納者が租税債務の一部しか弁済せず他の債務を弁済する場合は、これが詐害行為に該当するかを検討し詐害行為の取消請求権の行使を検討すべきである。

(10) 特別滞納整理班

1) 監査意見

① 特別滞納整理班の関与

(a) 現状

特別滞納整理班は、平成 19 年度の税源移譲を踏まえ、県税の徴収を強化するとともに、市町村と連携した個人住民税の徴収体制を構築することを目的として設置された組織である。組織体制及び実施手法は逐次変更されているが、個人住民税対策については平成 25 年度に中規模 4 市（鹿屋市、薩摩川内市、霧島市、始良市）を重点強化対策団体に位置付け、当該団体を所管する地域振興局に県税徴収対策官 5 名を集中配置（平成 25 年度 始良市、平成 26 年度 薩摩川内市、平成 27 年度 鹿屋市）し、当該団体と情報共有や連携を図りながら滞納者に対する徴収を強化する体制を敷いている。

(単位：千円)

年度	対象市	地域振興局	48 条引継分 *1				相互併任引受分 *2					
			引継対象税額/人数/件数①	徴収額			引継対象税額/件数①	徴収額			徴収率②/①	
				本税②	延滞金等	合計		本税②	延滞金等	合計		
25	始良市	始良・伊佐	184,227	105,494	12,446	117,941	57.3%	400,800	67,996	3,988	71,984	17.0%
			1,418 人					22,669 件				
			9,531 件									
26	薩摩川内市	北薩	333,788	187,998	22,119	210,117	56.3%	619,767	126,871	9,427	136,298	20.5%
			1,487 人					25,140 件				
			13,360 件									

*1	地方税法第 48 条に基づく引継分（過年度の個人住民税）
*2	地方税法第 48 条対象者に付随する現年度の個人住民税、その他の市税（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

個人住民税額は、個人県民税と市町村民税の合計額である（概ね県民税 4 割、市町村民税 6 割）。

地方税法第 48 条の概要

第 46 条第 2 項（個人県民税に係る滞納の状況報告）の規定によつて市町村長から県知事に対し、県民税の滞納に関する報告があつた場合においては、県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、県の徴税吏員は、当該滞納に係る県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

(b) 問題点及び改善案

そもそも、県内の市町村には滞納整理に特化する人員を十分に確保する余裕がなく、通常の課税徴収業務と並行して滞納整理業務を実施している状況にある。特別滞納整理班は、そうした市町村の滞納整理に特化した支援を行うとともに、滞納整理業務のノウハウを教授することで、市町村税ひいては個人県民税の徴収率を改善することが期待されている。始良市、薩摩川内市において特別滞納整理班が対象とした滞納者に対する実績は前述のとおりであるが、税額全体の年度推移は下表のような状況であり、特別滞納整理班駐在時における徴収率は大幅に上昇し、収入未済額も大幅に減少している。ただ、平成 26 年度の始良市に見られるように、特別滞納整理班駐在後においては駐在前の状況を上回っているものの徴収率は下落しており、特別滞納整理班がいなくとも一定水準以上の徴収率が定着するようになるまで継続した関与が求められるところである。

(単位：千円)

始良市		調定額	収入済額	徴収率	収入未済額
平成 24 年度	県民税	145,342	31,739	21.8%	103,465
	市民税	220,074	48,059	21.8%	156,665
平成 25 年度 (対象年度)	県民税	138,531	64,555	46.6%	69,424
	市民税	209,805	97,770	46.6%	105,144
平成 26 年度	県民税	99,894	26,931	27.0%	68,292
	市民税	150,815	40,659	27.0%	103,105

(単位：千円)

薩摩川内市		調定額	収入済額	徴収率	収入未済額
平成 25 年度	県民税	231,554	28,021	12.1%	194,760
	市民税	350,671	42,436	12.1%	489,710
平成 26 年度 (対象年度)	県民税	236,437	93,467	39.5%	123,672
	市民税	357,077	141,158	39.5%	186,774

2. 使用料及び手数料

(1) 住宅使用料

1) 概要

① 住宅使用料の概要

住宅使用料は、公営住宅法及び鹿児島県営住宅条例に基づいて、県営住宅の入居者が納付する県営住宅及び駐車場の使用料等である。住宅使用料の対象となる県営住宅の概要は以下のとおりである。

項目	内容
入居者資格	原則として ①収入が3つの区分（障害者等・被災者・その他）に応じた金額を超えない者 ②住宅に困窮していることが明らかな者 ③県税を滞納していない者 ④暴力団員でないこと 等すべての要件を満たす者が県営住宅に入居できる。
使用料の算定方法	入居者の収入申告に基づき、当該入居者の収入及び当該住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で定める。
減免等	入居者は、収入が著しく低額である場合、病気にかかった場合、災害により著しい損害を受けた場合等に住宅使用料の減免を受けることができる。
滞留管理	滞納管理台帳により滞留状況を管理している。なお、退去滞納者に係る債権回収については、弁護士法人に業務委託している。
不納欠損処理	住宅使用料の滞納については、不納欠損基準に基づき、時効完成、限定承認、破産、納入義務者の債務の消滅、時効完成のみなし（著しく徴収困難）の場合に不納欠損処理を行う。
収入調査	年に1回、収入報告書を提出させ、入居者資格を満たしているかどうか調査し、収入認定通知書を発送する。 なお、高額所得者として認定されると県営住宅の明け渡しを請求される。

② 指定管理者への業務委託

従来、県営住宅の管理については県が実施していたが、一部の離島を除き平成 18 年度より順次指定管理者に業務委託している。当初の指定期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までであり、現在は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで(与論町内は平成 24 年 9 月 14 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の期間の最中にある。

指定管理業務の範囲	
1	県営住宅の入居者の公募並びに入居及び退去に関する業務
2	県営住宅における連帯保証人の変更に係る承認申請その他承認申請の手続に関する業務
3	県営住宅及び共同施設の環境整備及び維持修繕に関する業務
4	その他知事が必要と認める業務

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
契約額	519,411	515,861	526,648	524,674	525,429

平成 26 年度は実績、平成 27 年度は平成 28 年 2 月 15 日現在、平成 28 年度以降は債務負担行為額である。

2) 監査意見

① 住宅使用料退去滞納者に対する債権回収

(a) 現状

退去滞納者に係る債権回収については下表のような経緯で現在に至っている。

平成 22 年度まで	平成 20 年度までの未収債権について民間の債権管理回収(サービサー)に委託
平成 23 年度	サービサー業界の自主規制問題(弁護士法に抵触する可能性)が発生し、事態の経過観察、検討が必要となり、平成 21 年度の未収債権の委託を見合わせ
平成 24 年度	委託先を弁護士又は弁護士法人へ変更し、プロポーザル方式(業務の委託先選定に際し、最も優れた提案を行った者を受託者として決定する方式)で公募することに決定
平成 25 年 4 月	弁護士法人を委託先として選定
7 月	委託契約を締結。サービサーが業務委託期間中、滞納者の現住所情報を更新していなかったため、県が滞納者 205 名及び連帯保証人について、現住所調査を実施。
12 月	弁護士法人に債権回収を委託(205 名: 102,977 千円)
平成 26 年 3 月	平成 21 年度の未収債権を委託 回収実績 961 千円
平成 26 年度	平成 22~24 年度の退去者に係る未収債権については滞納者の現住所調査を実施し判明した滞納者に係る債権について順次委託。 平成 25 年度の退去者に係る未収債権については退去後、1 年を経過した滞納者に係る債権について順次委託。 回収実績 2,526 千円

サービサーへの委託時における平成 20 年度~25 年度までの回収実績は 2,690 千円であったが、弁護士法人委託時においては 2 年度(実質的には 1 年 4 ヶ月)で 3,487 千円と確実な成果を達成しており、収入未済額も減少している。

(単位：千円、%)

年度	調定額	解消額	収入未済額		徴収率		滞納率
				前年比較		前年比較	
17	3,416,892	3,176,716	240,175	Δ3,507	92.9	0.3	7.1
18	3,421,603	3,188,576	233,026	Δ7,148	93.0	0.1	7.0
19	3,444,145	3,217,027	227,117	Δ5,909	93.3	0.3	6.7
20	3,467,627	3,250,608	217,018	Δ10,098	93.6	0.3	6.4
21	3,455,256	3,237,309	217,947	928	93.7	0.1	6.3
22	3,455,537	3,242,917	202,620	Δ15,327	94.0	0.3	6.0
23	3,397,516	3,209,413	188,103	Δ14,517	94.4	0.4	5.6
24	3,379,185	3,198,373	180,811	Δ7,291	94.5	0.1	5.5
25	3,352,995	3,180,712	172,282	Δ8,528	94.8	0.3	5.2
26	3,307,679	3,142,060	165,618	Δ6,663	95.0	0.2	5.0

(b) 問題点及び改善案

上表のように、県営住宅の管理業務、退去滞納者に係る債権回収業務を外部委託し始める前から収入未済額、滞納率はおおむね減少し続けており、外部委託後もその傾向は継続している。弁護士法人への委託額は平成 26 年度末過年度分収入未済額の約 7 割となっている。しかし、地域振興局によっては過去の情報整理がうまく行われていないため本人及び連帯保証人の居所等の現状が不明な案件も存在しており、そうした案件は弁護士法人への委託には含まれていない。

弁護士法人へ委託していない案件については、適宜にこれらの内容を調査することが求められると同時に、翌事業年度以降に新たにこうした状況が生じないようにデータベース化等を通じた情報整理の方法を構築することが望まれる。

(2) 水産業使用料

1) 概要

水産業使用料は、鹿児島県漁港管理条例（以下、「漁港管理条例」という）に基づく、県が所有し又は占有する漁港施設を使用又は占有する場合の使用料・占用料と、漁港漁場整備法及び漁港管理条例に基づく、漁港の区域内の水域及び公共空地における土砂採取料又は占用料からなる。

根拠法令	使用料・占用料の対象	平成 26 年度 調定額 (千円)
漁港管理条例第 5 条	使用料 ・ 漁港の外郭施設（防波堤、防潮堤など）及び係留施設（岸壁、物揚場など） ・ 野積場、漁具干場及び漁港施設用地 ・ 船舶保管施設 ・ 廃油処理施設 ・ 旅客待合所	23,130
	占用料 ・ 漁港施設用地 ・ 外郭施設及び係留施設 ・ 輸送施設	82,483
漁港漁場整備法第 39 条第 1 項及び漁港管理条例第 5 条の 2	・ 漁港の区域内の水域及び公共空地における土砂採取料 ・ 電気、通信、ガス又は水道施設用地（電柱など）等	4,661

漁港は、漁港漁場整備法により、農林水産大臣、都道府県知事、市町村長らから第 1 種から第 4 種までの指定がなされている。本県では、第 2 種から第 4 種までの漁港が県の管理する漁港となっている。したがって、水産業使用料の対象となる漁港は、第 2 種から第 4 種までの漁港となる。

種類	定義（漁港漁場整備法第 5 条）	該当する県内の漁港	管理者
第 1 種	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	赤水漁港、桂島漁港他 92 港	市町村
第 2 種	その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの	名護漁港、平良漁港他 22 港	県
第 3 種	その利用範囲が全国的なもの(*)	枕崎漁港、薄井漁港他 3 港	県
第 4 種	離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	中甕漁港、宇治漁港他 14 港	県

(*)第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港を特定第 3 種漁港といい、県内では枕崎漁港が指定されている。

2) 監査意見

① 漁業協同組合等に対する減免の見直し

(a) 現状

使用料・占用料については、漁港管理条例の別表第1から第3に基づき算定されている。また、使用料・占用料の減免基準については、漁港管理条例の別表第2及び第3に規定されている他、同条例第5条第4項「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。」に基づいて、伺い定めにより減免基準が規定されている。伺い定めによる主な減免基準及び減免額は以下のとおりである。

占用料の内容	減免方法	根拠	26年度減免額 (千円) (*)
荷捌所用地占用料	全額免除	昭和41年5月 26日制定 伺い定め	63,245
漁業協同組合の有する施設の用地占用料	適正用地価格 の2分の1	昭和45年5月4 日制定 伺い定め	25,884
漁港水域における養殖・定置網漁業等に関する占用料	全額免除 (原則として漁協に限る)	昭和48年3月 31日制定 伺い定め	28,068

(*) 「占用許可実績一覧表」から、占用期間が長期のものを集計している。

荷捌所用地の占用料免除については、昭和41年5月26日に制定された伺い定めによれば、「荷捌き所は、漁港の発展上重要な機能施設で漁民にとってはなくてはならない必須の施設である。また、漁協自体が一面から見て、漁民のため、ひいては、その漁港所在地一帯の経済安定および福祉向上を図る団体でもあるので、公共的要素をたぶんに含んだ施設であり、水産振興、漁協育成の上から当分の間免除したい。」とされている。

また、漁業協同組合の有する施設の用地占用料免除については、昭和45年5月4日制定された伺い定めによれば、「当分の間、昭和44年度と同様、公共的な要素が多いことや水産業振興上から、漁港管理条例第5条第4項の使用料等の一部免除規定を適用し、別表適正用地価格の2分の1を減免してよろしいか併せて伺います。」とされている。

さらに、漁港水域における養殖・定置網漁業等に関する占用料の免除については、昭和48年3月31日に制定された伺い定めによれば、「当分の間免除」としたうえ

で、その理由を「本県に於いては、国有財産である一般海面および港湾区域内の海面に於ける漁業用工作物の占用料は徴収していないため、今回漁港区域内の海面のみの占用料を徴収することは、県下全海域との間に不均衡を生ずることになる。」としている。

これらの許可申請者別の平成 26 年度年間減免額は以下のとおりである。

許可申請者	減免された占用料 (千円)			
	荷捌所用地	漁協の有する 施設の用地	養殖・定置 網漁業	総計
(一財)枕崎市水産センター	—	169	—	169
おおすみ岬漁業協同組合	517	77	25	620
かいゑい漁業協同組合	114	19	154	288
羽島漁業協同組合	80	111	—	192
沖永良部漁業協同組合	—	23	—	23
屋久島漁業協同組合	448	246	—	694
加世田市漁業協同組合	483	48	—	532
笠沙町漁業協同組合	429	251	352	1,033
久志漁業協同組合	53	12	741	807
牛根漁業協同組合	—	38	229	267
串木野市漁業協同組合	7,745	1,902	1,370	11,017
串木野市島平漁業協同組合	215	157	—	372
江口漁業協同組合	157	905	—	1,063
甌島漁業協同組合	233	534	2,415	3,182
山川町漁業協同組合	10,158	3,451	786	14,396
市来町漁業協同組合	—	0	—	0
指宿漁業協同組合	181	256	312	750
種子島漁業協同組合	168	103	735	1,007
垂水市漁業協同組合	827	1,116	14,897	16,842
瀬戸内漁業協同組合	780	1,123	—	1,904
全国漁業協同組合連合会 枕崎油槽所長	—	1,513	—	1,513
谷山漁業協同組合	—	55	—	55
知名町 (産業政策課)	—	2	—	2
東町漁業協同組合	557	460	822	1,841
内之浦漁業協同組合	1,107	379	—	1,486
南さつま漁業協同組合	128	102	2,873	3,103
坊泊漁業協同組合	245	81	1,682	2,009
北さつま漁業協同組合	17,193	3,305	615	21,114
枕崎市漁業協同組合	21,415	7,528	36	28,980
枕崎水産加工業協同組合	—	1,762	—	1,762
名瀬漁業協同組合	—	140	0	140
住吉集落	—	—	17	17
合計	63,244	25,884	28,067	117,196

上記の減免は、いずれも漁業協同組合またはこれに準じた団体に対する減免となっている。

(b) 問題点

荷捌所用地占用料と漁業協同組合の有する施設の用地占用料の減免については、根拠となる伺い定めで、「水産業振興」、「漁協育成」の観点から「当分の間」減免するとされていた。

ここで、「平成 26 年度水産白書」（水産庁）によれば、漁業・養殖業の生産量は昭和 59 年をピークに減少傾向にあり、生産額は昭和 57 年をピークに減少傾向にある。また、漁業協同組合に関しては、平成 24 年度には沿岸地区漁業協同組合のうち 7 割の漁業協同組合で事業利益が赤字となっており、沿岸地区漁業協同組合の数は平成元年以降、漁業協同組合の組織及び基盤を強化し、事業の効率的・効果的な運営のための漁業協同組合の合併により、減少傾向にある。

「水産業振興」の観点では、減免の根拠となる伺い定めが制定された昭和 40 年代とは異なり、現在は漁業従事者の減少等により生産量が減少傾向にあることから、伺い定めが制定された当時とは異なるアプローチでの「水産業振興」が必要と考えられる。つまり、荷捌所用地占用料等の減免よりも、漁業従事者を増加させるための施策が必要と考えられる。

また、今や漁業協同組合は成熟後の淘汰の時代を迎えているため、「漁協育成」の観点は的外れである。したがって、「水産業振興」と「漁協育成」という観点での占用料減免措置は、現在ではその目的を失っているという問題がある。

さらに、漁業協同組合の事業利益は全国的に減少傾向にあるものの、平成 26 年度の決算書によれば、前述の減免を受けている漁業協同組合の中では法人税等を納付し、当期純利益を計上している組合の方が多い。特に多額の利益を計上している漁業協同組合に対しても一律に減免することは、県民の理解を得られにくいと考えられる。

(c) 改善案

漁業協同組合に対する減免は廃止を含めた見直しを検討すべきである。

また、当時の伺い定めでは、いずれも「当分の間」減免するとされていたが、前述のとおり、これらの伺い定めは昭和 41 年から昭和 48 年の間に制定されており、現在までの 40~50 年ほどを「当分の間」と当時想定していたとは考えにくい。漁港漁場課では毎年、減免の必要性について検討しているとのことだが、仮に恒久的な減免が必要と判断するならば、「当分の間」と規定された伺い定めではなく、減免に関する取扱要領を策定して、減免の根拠とすべきである。

なお、港湾法が適用される「港湾」においても、漁業協同組合の設置する施設の用地使用料に対する減免規程があるため、併せて見直すことを検討すべきである。

(3) 道路橋りょう使用料

1) 概要

道路橋りょう使用料は、道路法第 39 条第 1 項に基づく道路の占用料である。

道路の占用とは、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとするものである。なお、道路の占用料の額及び徴収方法並びに徴収について必要な事項は、鹿児島県道路占用料徴収条例で定められている。

項目	内容
概要	道路橋りょう使用料とは、県道及び県が管理する一部の国道を占用する場合の使用料である。主に電柱、電線、広告塔、水道管などである。
占用料の算定	占用料の額は、原則として鹿児島県道路占用料徴収条例別表占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円)とする。
減免	以下のものについては占用料の全部又は一部を減免できる。 <ul style="list-style-type: none">・ 応急仮設建築物・ 公営企業に係るもの・ 鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設・ 選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件・ 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法に規定する都市計画において定められた路外駐車場・ その他知事が定めるもの
徴収方法	占用料は、占用の期間に係る分を、当該占用の許可日等から 1 月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。

2) 監査結果

① 道路占用料の減免申請書の不備

(a) 現状

道路占用料は、鹿児島県道路占用料徴収条例第3条に基づく占用物件に係る占用料について、特に必要があると認められるときは、規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができるとされている。同条例第3条第6号に規定されている「占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で知事が定めもの」の具体的な内容は、「道路占用料減免措置取扱要領」に定められている。その中で、「水道及び下水道の各戸引込地下埋設管」は免除とされている。また、占用料の減免をする場合には以下の条例等に基づいた手続を実施する必要がある。

鹿児島県道路占用料徴収条例施行規則～抜粋～

第2条 条例第3条の規定により、占用料の減免を受けようとする者は、別記第1号様式により、道路占用料減免申請書を知事に提出しなければならない。

別記第1号様式

	年 月 日
鹿児島県知事殿	
	申請者 住所 氏名 ㊟
	[法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]
道路占用料減免申請書	
次のとおり道路占用料の減免を受けたいので、鹿児島県道路占用料徴収条例施行規則第2条の規定により申請します。	
1. 占用の目的	
2. 占用の期間	
3. 占用の場所及び区域面積	
4. 規定占用料	
5. 減免を受けようとする金額	
6. 申請理由	

(b) 問題点

しかしながら、個人が宅地内に給水管を引き込む際に道路を占用し、その際に提出した減免申請書については、3. 占用の場所及び区域面積、4. 規定占用料、5. 減免を受けようとする金額、6. 申請理由等の内容の記載漏れがあるケースがあった。

減免申請書は、許可を受けた道路占用者がその占用料を基準に基づいて減免を受けるための書類であり、その記載に不備があるのであれば、道路占用料徴収条例、道路占用料徴収条例規則に基づいた手続が実施されているとはいえない。

道路占用料は本来占用料を徴収すべきものであり、申請者が減免基準に該当する占用物件について適正な手続に基づいた減免申請書を提出された場合に限り減免すべきである。

(c) 改善案

今後は、適正な申請書の記載するように申請者を指導すべきである。また、提出された減免申請書に不備がないかどうか、担当者以外が検証する体制を構築する必要がある。

(4) 空港使用料

1) 概要

空港使用料は、鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例第 11 条及び第 18 条に基づく、県が管理する下記の空港の使用料（着陸料と停留料）と、空港の土地に対する、鹿児島県財産に関する条例（以下、「財産条例」という）第 7 条に基づく使用料からなる。

名称	所在地
種子島空港	熊毛郡中種子町
屋久島空港	熊毛郡屋久島町
奄美空港	奄美市
徳之島空港	大島郡天城町
沖永良部空港	大島郡和泊町
喜界空港	大島郡喜界町
与論空港	大島郡与論町

空港の着陸料と停留料の減免は鹿児島県空港の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条に定められている。また、空港の土地使用料の減免については、財産条例第 7 条第 4 項の知事が特別な事情があると認めるときは、減免することができる」とされている規程に基づき、「空港の施設及び同用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という）にて定められている。その概要は以下のとおりである。

(取扱要領)

(減免基準)

- 2 使用料の減免は、次の要件をすべて満たす場合に行う。
- (1) 使用者から使用料の減免申請があるとき。
 - (2) 別表使用料減免基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当するとき。

(運用方針)

3 基準の適用については、基準が減免の適用を受ける事項を限定して掲げたものであることに鑑み、厳正にこれを解釈し、いささかも担当者の主観的恣意に基づいて運用されることがあってはならない。

(別表 使用料減免基準～抜粋～)

減免事項	備考
1 国が設置する施設で下記のもの (1) 航行援助施設 (航路標識、信号通信施設等) (2) 空港運営施設 (航空局、気象庁庁舎及びその附帯設備等)	空港の開発、利用及び管理運営に必要な施設であり、かつ営利を目的としないもの。
2 市町村等が設置する施設で下記のもの (1) 空港運営施設 (営業部分を除く旅客待合所、公衆便所等)	空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、かつ、公共の用に供するもので、営利を目的としないもの。

空港毎の年間使用料と減免額をまとめると以下のとおりとなる。なお、減免額は、使用許可申請書の添付資料等から監査人が試算したものである。

(単位：千円)

空港	空港ビルの設置者	年間使用料	減免額
種子島	種子島空港ターミナルビル株式会社	132	105
屋久島	屋久島空港ターミナルビル株式会社	364	100
奄美	奄美空港ターミナルビル株式会社	4,288	412
喜界	株式会社奄美航空	186	59
徳之島	徳之島空港ビル株式会社	522	204
沖永良部	沖永良部空港ビル株式会社	65	21
与論	与論空港株式会社	62	22
合計		5,622	926

2) 監査結果

① 空港ビルの設置者に対する土地使用料の減免基準

(a) 現状

空港ビルの設置者に対する土地使用料は、前述の基準の「2 市町村等が設置する施設で下記のもの（空港運営施設（営業部分を除く旅客待合所、公衆便所等）」に基づき、「空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、かつ、公共の用に供するもので、営利を目的としないもの」が減免対象とされているが、実際には空港毎に減免の範囲が異なっている。空港毎の主な施設の減免状況をまとめると次のとおりである。

○：減免対象 ×：減免対象外 -：該当なし

空港 主な施設等	種子島	屋久島	奄美	喜界	徳之島	沖永良部	与論
売店・レストラン等	×	×	×	×	×	×	×
案内カウンター	×	-	-	-	-	-	-
空港ビル・航空会社事務室等	×	×	×	×	×	×	×
チケットカウンター	×	×	×	×	×	×	×
有料待合室	○	-	×	-	×	-	-
旧管理事務所・警察詰所	-	○	-	-	○	-	○
空港管理事務所	○	-	×	-	-	-	-
警察詰所	○	-	×	-	○	-	-
風除通路／風除室	○	×	○	-	○	-	-
チケットロビー	○	×	○	○	○	○	○
出発・到着ロビー	○	×	○	○	○	○	○
通路（ロビー）	-	-	○	-	○	-	-
手洗室（ロビー）	○	×	○	○	○	○	○
喫煙室（ロビー）	○	-	-	-	-	-	-
廊下（ロビー）	○	-	○	-	-	-	-
エレベータ・階段	-	-	○	-	-	-	-
保安検査場	○	×	×	×	○	×	×
搭乗待合室	○	×	×	-	○	×	×
出発改札口	○	-	×	-	-	-	-
通路（搭乗口）	○	-	×	-	○	-	-
固定橋	-	-	×	-	-	-	-
手洗室等（搭乗待合室）	○	-	×	-	○	×	×
バゲージクレーム	○	×	×	-	○	×	×
手洗室（バゲージクレーム）	○	-	×	-	○	-	-
出発・到着手荷物荷捌場	○	×	×	-	×	×	-
貨物荷捌場	○	-	×	-	-	-	-
空調機械室・空調機置場	○	-	×	-	-	-	-
歩道・植栽敷	-	○	-	-	-	-	-

土木部港湾空港課によれば、上記の減免対象は、空港ビル設置当初の減免協議の結果を踏襲しており、それぞれの減免の考え方は次のようであるとしている。

空港	減免の考え方
種子島	公共部分として整理した部分
屋久島	ビル敷地の外側部分（歩道・植栽）と管理事務所
奄美	公共部分と整理されるもののうち賃料収入を得ていない部分
喜界	取扱要領の記載部分のみ（待合室とトイレ）
徳之島	公共部分として整理した部分
沖永良部	取扱要領の記載部分のみ（待合室とトイレ）
与論	取扱要領の記載部分のみ（待合室とトイレ）と警察詰所

ここで、「公共部分」は不特定多数の者に利用される部分と解されている。

(b) 問題点

「取扱要領」によれば「3 基準の適用については、基準が減免の適用を受ける事項を限定して掲げたものであることに鑑み、厳正にこれを解釈し、いささかも担当者の主観的恣意に基づいて運用されることがあってはならない。」とされているため、減免基準は厳正に解釈される必要がある。

そこで本件の根拠となっている基準2「市町村等が設置する施設」を解釈するにあたって、「等」が何を指すかが問題となるが、県では「等」に民間企業も含まれるとしている。

しかし、一般的には「市町村等」という表現から、「等」には、広域連合などの市町村が設置できる団体等、市町村に準じた団体が含まれると解するのが自然であり、市町村とは明らかに性格の異なる民間企業が含まれると解することは困難である。「市町村等」に民間企業が含まれると解釈すると、「市町村等」は事実上、国以外のほとんどの団体や法人を指すこととなり、敢えて「市町村等」という文言で規定した意味がなくなる。

このように、基準の「市町村等」の定義が不明確であるため、厳正に解釈すれば民間企業は減免対象とならないにも関わらず、減免対象となっているという問題がある。

なお、土木部港湾空港課によれば、減免基準を設けた当時から空港ビル設置者はすべて民間企業であり、「市町村等」に民間企業が含まれるのは明らかであるとしている。

また、減免の対象を「市町村等」として表現自体に問題はあるものの、当該基準は、空港ビルが旅客ターミナルとして空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、公共の用に供されることを踏まえ設けられたものであることから、空港ビル設置者である

民間企業を減免対象とすることに問題はないと認識しているとのことであった。仮に民間企業も減免対象となるとしても、空港ビル設置者に対する減免対象が、空港毎に異なっているという問題がある。例えば、手荷物荷捌場は種子島空港では減免対象となっているが、他の空港では減免対象となっていない。また、種子島空港では有料待合室が減免対象となっている。不特定多数の者に利用される部分を公共部分と考える場合、飛行機の乗客や待合室の使用料を支払った者のみが利用できるこれらの施設は公共部分とはいえない。

空港毎に減免の範囲が異なる理由は、基準の「空港の円滑な管理運営及び利用に寄与し、かつ、公共の用に供するもので、営利を目的としないもの」という文言が抽象的で、実務上の判断に役立っておらず、基準の統一的な運用がなされないまま、許可申請者と個別に使用料の交渉が行われたためと考えられる。

すなわち、基準の適用については、「いささかも担当者の主観的恣意に基づいて運用されることがあってはならない。」としながらも、主観的恣意が入らざるを得ない基準であるという問題がある。

なお、同じ施設でも減免の範囲が異なる理由として、申請者が減免申請書に記載しなければ減免されないということも考えられるが、後述のように減免申請書の提出は不十分である。

(c) 改善案

取扱要領の別表「使用料減免基準」は厳正な解釈が求められる減免基準としては不適切であるため、見直すべきである。

見直しにあたっては減免の対象者と対象範囲を明らかとし、担当者の主観的恣意に基づく運用がされないような基準とすべきである。また、本件が財産条例第7条に基づいた使用料であることから、別途定められている「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準」と整合させる必要がある。具体的には、下表の「民間等」「ウ」に該当する減免基準を具体化した基準を策定すべきである。

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準（抜粋）

区分（相手方）	減免基準（適用区分）		標準年額の減免
国・公共団体	公用又は公共用	県と共同又は県の要請による事業等の場合	10/10 以内
		上記以外	減免なし
公共的団体等	県の事務又は事業と直接関連のある公益を目的とした事務又は事業	専用の事務室でなく、使用面積が小規模	10/10 以内
		収益事業の有無	1/2 以内又は10/10 以内

区分（相手方）	減免基準（適用区分）	標準年額の減免
民間等	ア 主に職員、学生、入院患者等の福利厚生のため施設を設置する場合	1/2 以内
	イ 主に施設利用者（県民）の利便のため施設を設置する場合	1/2 以内
	ウ ア、イのうち経営状況、施設の必要性等を考慮すべきもの（知事特認（*））	1/2 超～10/10

（*）「知事が特別な事情（理由）があると認めるとき」の略

次に、空港の下記の施設については、不特定多数の者が利用するとは認められず、したがって公共部分であるとの解釈は誤りであるから、減免を中止すべきである。同時に、これらの施設に対して過去になされた減免は不当であるから、減免された金額の空港ビル設置者への請求を検討すべきである。

施設名	不特定多数の者が利用するとは認められない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安検査場 ・ 搭乗待合室 ・ 出発改札口 ・ 通路（搭乗口） ・ 貨物荷捌場 ・ 出発（到着）手荷物荷捌場 ・ バゲージクレーム（手荷物引渡場） ・ 空調機械室 ・ 空調機置場 	<p>利用者は飛行機の乗員・乗客、航空会社の職員に限定され、飛行機を利用しない者は利用することができないため。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料待合室 	<p>利用者は待合室の使用料を支払った者に限られるため。</p>

② 減免申請書の未提出

(a) 現状

空港ビルの設置者は、条例に基づき「工作物設置等許可申請書」と「行政財産の使用許可申請書」を県に提出し、許可された場合は 3 年間の使用許可を得る。また、

空港ビルの土地の使用料について減免を求める場合は、「空港の施設及び同用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」に基づき「使用料減免申請書」を併せて提出する必要がある。

使用料の減免は、使用許可が前提であるため、使用許可の更新ごとに「使用料減免申請書」を提出する必要がある（過去の減免申請は過去の使用許可にしか対応しないため、新たな使用許可には新たな減免申請が必要となる）。

ここで、港湾空港課に減免申請書の提出状況を確認したところ、以下のとおりであった。

空港ビルの設置者	減免申請書の提出状況
種子島空港ターミナルビル株式会社	提出が確認されていない。
屋久島空港ターミナルビル株式会社	提出が確認されていない。
奄美空港ターミナルビル株式会社	平成 3 年 3 月 20 日付が最後の提出。
株式会社奄美航空	提出が確認されていない。
徳之島空港ビル株式会社	更新の都度提出されている。
沖永良部空港ビル株式会社	昭和 50 年 3 月 10 日付が最後の提出。
与論空港株式会社	平成 14 年 3 月 29 日付が最後の提出。

いずれも、「工作物設置等許可申請書」と「行政財産の使用許可申請書」は提出されている。

(b) 問題点

取扱要領では、使用料の減免要件として「使用者から使用料の減免申請があるとき」が挙げられている。したがって、徳之島空港ビル株式会社以外の設置者に対しては、取扱要領上、使用料を減免できないにも関わらず、減免し続けていたという問題がある。

特に、減免申請書の提出が全く確認されていない 3 社については、手続上に著しい不備があると言わざるを得ない。

(c) 改善案

使用許可申請書等の提出に併せて減免申請書の提出を求めるべきである。また、現在の使用許可期間に対応する減免申請書が提出されていない設置者に対しては、直ちに減免申請書の提出を求めるべきである。

(5) 河川海岸使用料

1) 概要

河川海岸使用料は、河川・海岸・海底の土地の占用料である。

① 河川

項目	内容
根拠法令	河川法 鹿児島県流水占用等徴収条例
概要	河川法に規定する流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料などがある。
占用料の算定	占用料の種別及び額は、原則として鹿児島県流水占用料徴収条例別表1～別表3のとおりである。
減免	以下のために占用等をする場合については占用料の全部又は一部を減免できる。 公営企業・農業、水管又はガス管の各戸引込管、小規模な通路橋又は排水路等、電線等の上空横架物、その他知事が定めるもの
徴収方法	占用料は、占用の期間に係る分を、当該占用の許可日等から30日以内に徴収するものとする。 ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

② 海岸

項目	内容
徴収の根拠法令	海岸法 鹿児島県海岸占用料等徴収条例
概要	海岸法に規定する占用料又は土石採取料がある。
占用料の算定	占用料の種別及び額は、原則として鹿児島県海岸占用料徴収条例別表1及び別表2のとおりである。
減免	以下のために占用等をする場合については占用料の全部又は一部を減免できる。 公営企業、漁業又は農業、水管又はガス管の各戸引込管、小規模な通路橋又は排水路等、電線等の上空横架物、その他知事が定めるもの
徴収方法	占用料は、占用の期間に係る分を、当該占用の許可日等から30日以内徴収するものとする。 ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

③ 海底の土地

項目	内容
根拠法令	国有財産法 地方財政法 鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例 鹿児島県海底の土地管理規則
概要	海底の土地の使用又は収益の態様が次のいずれかの場合である。 <ul style="list-style-type: none"> ・電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他 ・道路、材料置場、乾場、船揚場その他 ・一時的に設置する遊技場、露天、商品置場 ・土石を採取する場合 ・その他公衆の利便に供する必要がある、又は知事が特に必要やむを得ないと認める場合
占用料の算定	使用料の種別及び額は、原則として鹿児島県海底の土地使用料徴収条例別表 1～別表 2 のとおりである。 ただし、知事が法第 18 条第 7 項及び法第 19 条において準用する法第 22 条の規定により、公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき、災害が発生した場合における応急措置の用に供するときなど、使用又は収益について無償とすることを決定した場合は、徴収しない。
減免	以下のものについては占用料の全部又は一部を減免できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合公営企業のために占用等をする場合 ・その他知事が定めるもの
徴収方法	占用料は、占用の期間に係る分を、当該占用の許可日等から 30 日以内に徴収するものとする。 ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。

2) 監査結果

① 流水占用料等免除申請書の記載誤り

(a) 現状

鹿児島県流水占用料等徴収条例第3条によると、電線等の上空横架物のために占用等をする場合、流水占用料等の額の全部または一部を免除することができる。また、鹿児島県流水占用料等徴収条例施行規則第2条により、流水占用料等の額の全部または一部の免除を受けようとする者は、別記第1号様式である「流水占用料等免除申請書」を提出しなければならないとされている。

占用を引き続き更新するケースでは、更新許可と減免申請を同時に行うことが多い。そのため、「流水占用料等免除申請書」に、許可年月日及び番号を記載する欄があるが、当該占用の許可年月日及び番号でなく、前回申請時の許可年月日と許可番号を記載しているケースが見受けられた。また、許可の内容、流水占用料等の金額、免除を受けようとする金額等、記載がないケースも見受けられた。また、様式によると、許可書及び命令書等を添付することになっているものの、このような同時申請の場合は、当該許可書及び命令書等は発行されていないため、免除申請書に添付されていない。

(b) 問題点及び改善案

占用料の免除は、当然に実施されるものでなく、申請書を検討した上で免除されるべきものであるため、書類の不備等がある申請については免除するべきではない。

条例及び規則に基づき、免除申請書の記載及び添付書類の不備を事前にチェックし、不備のない申請について免除の決定を行うべきである。

② 流水占用料計算時の取扱いの統一の必要性

(a) 現状

流水占用料等は種別・単位ごとに金額が異なっており、計算する際には条例等に基づいて計算している。具体的には、鹿児島県流水占用料等徴収条例第2条第2項で「流水占用料等の種別及び額は、別表第1から別表第3までのとおりとする。」と規定されている。また、別表第2の抜粋は次のとおりである。

種別		単位	金額		備考
			市の区域	町村の区域	
電気、ガス又は水道施設用地	電柱	1本につき1年	660円	510円	占用物件たる電柱の支線又は支柱の占用料は、徴収しない。
	樋管等の地下埋設物 直径50センチメートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	79円	69円	
	直径50センチメートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	160円	130円	

県の河川の上空に設ける空中ケーブルについては、「鹿児島県流水占用料等徴収条例」第3条第5号の「電線等の上空横架物のために占用等をする場合」に該当するため、流水占用料等は免除されている。熊毛支庁では、このような空中の光ケーブルは、「電柱」の項を適用して、通常の占用料は1本あたり660円として免除金額の算定を行っている。

一方、南薩地域振興局では、「樋管等の地下埋設物」の項を適用して1mあたり79円として免除金額の算定を行っている。

県では、空中ケーブルのように種別に迷うものについて、以下の通知を出して処理の統一を図っている。

占用料の計算に係る取扱いについて（通知）平成22年1月7日河川課管理係長～抜粋～

1. 電線等に係る取扱い

電線等に係る河川、海岸、海底の土地占用料（使用料）の計算については、各徴収条例別表に掲げる「電気、ガス又は水道施設用地」欄の「樋管等の地下埋設物」の項を適用すること。

電線等とは、電線、電話線、光ケーブル、有線テレビケーブル、こいのぼりをかけるロープ等の線類を指す。

事務処理上、上記の通知が担当者に周知徹底されていなかったために、一部の所管課で誤った計算をする結果になってしまった。

(b) 問題点及び改善案

今回については、県の会計に与える影響はないものの、このように所管課によって事務の取扱いが異なるケースが発生すれば占用料の計算を間違え、誤った占用料を徴収する可能性がある。そのようなケースが発生しないよう、誤りやすい占用物件については改めて通知の周知徹底を図る必要がある。

3) 監査意見

① 流水占用料減免基準の明確化

(a) 現状

鹿児島県流水占用料等徴収条例第3条によると、電線等の上空横架物のために占用等をする場合、流水占用料等の額の全部または一部を免除することができる」とされている。

実務上、全部免除をしているとのことであるが、その根拠となる減免基準は作成されていない。

(b) 問題点及び改善案

全部減免するか一部減免するかについての減免基準が作成されないと、担当者、各局支庁によって占用料の計算が異なる可能性がある。占用料の徴収について不公平が生じないように、申請者の条件等を勘案した減免基準を作成し、公平な徴収が実施されるような体制を構築すべきである。

(6) 行政財産使用料(総務使用料・公衆衛生使用料)

1) 概要

行政財産の目的外使用許可については、鹿児島県財産に関する条例に基づき行政財産使用料を徴収している。なお、行政財産使用料は、各所管課により「総務使用料」「公衆衛生使用料」等の節に含まれている。

項目	内容
根拠法令	鹿児島県財産に関する条例
使用料の算定	<p>行政財産（土地及び建物に限る。）の使用料は、使用させる財産の時価評価額に土地については100分の5、建物については100分の8を乗じて得た額を標準年額とし、次に掲げる金額を加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・国有資産等所在市町村交付金法に基づく交付金相当額・火災保険料、電気料、水道料のほか県が支出する経費のうち当該使用に係る額 <p>消費税法の規定により非課税とされるものを除くものに係る使用料は0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、県庁舎の外来駐車場の使用料は別表のとおりとする。知事は特別な事情があると認めるときは、これを減免することができる。</p> <p>行政財産のうち土地及び建物以外のものの使用料については、土地建物に準じて知事が定めることができる。</p>

2) 監査意見

① 行政財産の目的外使用許可に係る使用料減免手続の適正化

(a) 現状

県の一部の行政財産について、職員等の福利厚生のため又は施設利用者の利便等のため、食堂、売店として民間業者等に使用許可を行っている。

減免についての基準は以下の昭和 59.3.10 統括管理者通知に基づいている。

昭和 59.3.10 統括管理者通知（平成 16 年 3 月改正） 1（4）

職員、学生又は入院患者等の福利厚生のため又は施設利用者の利便等のため食堂、売店（自動販売機を含む。）又は理髪店等を設置するとき【標準年額の 1/2】（当該施設の経営状況及び設置の必要性等から特に使用料の減免が必要であると認められる場合にあつては、【標準年額の 10/10】）

減免額は通常 1/2 であるが、それを超えているもので検討を要するものは以下のとおりである。

使用者	所属名称	財産名称	減免額 (年額)	減免率	使用料減免申請書に記載されている減免理由
A	北薩地域振興局総務企画部	出水庁舎食堂	517 千円	100%	職員の福利厚生施設としての食堂の用に供するため
B	健康増進課	県民健康プラザ健康増進センターレストラン	828 千円	65%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民健康プラザ利用者の福利厚生施設として使用するため ・ 提供品について、県と協議を行い、県の要望に添ったサービスの提供を行うため ・ 商品価格や運営に関する基本的な事項について、県と協議を行い、県の要望に添ったサービスの提供を行うため

Aについては、平成 19 年 4 月より使用を許可し、今回は平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の使用許可を行っているが、施設の収支の検討等を行った文書等は残っていない。

Bについては、「健康増進に配慮したメニューを提供することが条件であり、また

利用者の利便を図るための福利厚生施設として、健康づくりの実践施設及び情報発信を行うこととしているため」を理由として、平成 15 年 4 月に収支見込等を検討した上で使用料を 65%減免とし、知事の承認を受けている。使用許可期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日である。

上記の減免基準によると、当該施設の経営状況及び設置の必要性等から特に使用料の減免が必要であると認められる場合にのみ、標準を超える減免率が適用できるものと考えられるが、上表の利用者からはいずれも直近もしくは最近の決算書を手に入れているが、当該施設の実際の経営状況を確認していない。

なお、その他、県が 1/2 を超えて減免を行っている他の利用者からは、決算書を手にし実際の経営状況を把握している。ただし、入手している決算書は会社もしくは事業者全体の決算書が多く、その施設だけの経営状況を区分してはいない。

(b) 問題点

上記の判断基準である「当該施設の経営状況及び設置の必要性等」については、それぞれの所管課ごとに検討しているが、減免申請書等をみたところ、当該施設の経営状況を検討している場合と検討した形跡がない場合がある。また、検討してから時が経過しており最近の状況が反映されているとは思えない場合もある。さらに、経営状況に関する評価を行う際に法人等全体の経営状況だけではなく、その施設に関する損益状況を入手しなければ、適正な評価が不可能である。

(c) 改善案

1/2 を超える減免を行う場合は、「当該施設の経営状況」を把握するため、利用者から施設だけの収支状況が確認できる資料を提出させ、その状況に応じ、減免すべきである。なお、収支状況の内容を減免申請書の減免理由欄に記載させるべきである。

また、使用許可を与えた期間についても、必要に応じ、利用者から施設の経営状況を報告させるようにすべきである。

(7) 都市計画使用料

1) 概要

都市計画使用料は、鹿児島県都市公園条例に基づいて徴収するものである。

なお、徴収方法並びに徴収について必要な事項は、鹿児島県都市公園条例施行規則で定められている。

項目	内容
概要	都市計画使用料は、県の設置する公園や公園施設などの使用料や占有料である。主なものに鴨池公園の運動施設の壁面への広告などがある。
使用料の算定	使用料の額は、原則として鹿児島県都市公園条例別表の欄に定める金額である。
減免	以下のものについては使用料の全部又は一部を減免できる。 <ul style="list-style-type: none">・国又は地方公共団体が公共又は公共用に供するため都市公園を占有するとき・指定管理者が都市公園の利用増進に資するため都市公園を占有するとき・国、地方公共団体又は指定管理者が共催し、又は後援する都市公園の利用増進に資する事業のため都市公園を占有する場合において、入場料その他これに準ずるものを徴収しないとき・県の要望により郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所を設置するとき・非常災害に際し災害にかかった者を収容するために仮設工作物を設けるとき・その他知事が特別の理由があると認めたとき
徴収方法	使用料や占有料は、前納しなければならないことから、許可の際徴収する。ただし、電柱等、常時占有するものについては、使用期間に係る分を、当該使用の許可日から納入通知書により一括して徴収している。

2) 監査意見

① 鴨池野球場及び鴨池陸上競技場における常設広告

(a) 現状

都市計画使用料の主な内訳は鴨池野球場内外野壁面と鴨池陸上競技場壁面の常設広告であり、1面当たり単価（年間）、契約面数、過去の収入推移は以下のとおりである。

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
鴨池野球場 外野壁面 (全 12 面)	1 面当たり単価	540 千円	540 千円	555 千円
	契約面数	12 面	11 面	12 面
	計	6,480 千円	5,940 千円	5,970 千円
鴨池野球場 内野壁面 (全 10 面)	1 面当たり単価	330 千円	330 千円	339 千円
	契約面数	3 面	3 面	3 面
	計	990 千円	990 千円	1,018 千円
鴨池陸上 競技場壁面 (全 10 面)	1 面当たり単価	198 千円	198 千円	203 千円
	契約面数	3 面	2 面	1 面
	計	594 千円	396 千円	203 千円
計 (全 32 面)	契約面数	18 面	16 面	16 面
	計	8,064 千円	7,326 千円	7,192 千円

上表の中には年度の途中で契約しているものが含まれており、1面当たり単価に契約面数を掛けたものと収入金額合計とは合わない。

また、過去3年間の常設広告に係るスポンサーは以下のとおりである。

年度 区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
鴨池野球場外野壁面	(株) シュウテック、薩摩酒造(株)、(株) 川商ハウス、南日本銀行、(株) 鹿児島放送、全国共済水産業協同組合連合会、北川史郎司法書士事務所、県酪農乳業(株)、(株) ネットウェーブ、県民共済生活協同組合、(株) なべしま、(株) ヤマカワイイー・アール・シー	(株) シュウテック、薩摩酒造(株)、(株) 川商ハウス、南日本銀行、(株) 鹿児島放送、全国共済水産業協同組合連合会、県民共済生活協同組合、県酪農乳業(株)、(株) ネットウェーブ、(株) なべしま、(株) ヤマカワイイー・アール・シー	(株) シュウテック、薩摩酒造(株)、(株) 川商ハウス、南日本銀行、(株) 鹿児島放送、全国共済水産業協同組合連合会、中央仮設(株)、県酪農乳業(株)、(株) ネットウェーブ、松山物産(株)、(株) なべしま、(株) ヤマカワイイー・アール・シー
鴨池野球場内野壁面	公益財団法人スポーツ安全協会、瀏上印刷(株)、(株) 有村屋	公益財団法人スポーツ安全協会、瀏上印刷(株)、(株) 有村屋	公益財団法人スポーツ安全協会、瀏上印刷(株)、(株) 有村屋
鴨池陸上競技場壁面	(株) 鹿児島放送、(株) 鹿児島讀賣テレビ、伊田食品(株)	(株) 鹿児島放送、(株) 鹿児島讀賣テレビ	(株) 鹿児島讀賣テレビ

上表のとおり、鴨池野球場の内野壁面及び鴨池陸上競技場壁面に係る常設広告の利用が少ないことが分かる。これは野球やサッカーといったイベントにおけるテレビでの放送回数やテレビでの映り込み、さらに広告をしてもライバル企業が野球場や競技場で開催されるイベントのスポンサーになった場合、当該スポンサーの影響で広告が隠されてしまうこと等が利用の少ない要因である。

とはいえ、広告可能な面数が全体で32面あるにも関わらず、平成25年度、平成26年度は半分の16面である。こうした現状の中、従来から県は広告代理店にスポンサーの募集を依頼するなどして広告主の募集を図っているところである。

(b) 問題点及び改善案

(i) 設定料金の減額と他の広告可能なスペースの検討について

上述のとおりイベントなどで、スポンサーの意向によって常設広告の表示が隠されるのであれば広告主としては常設広告を表示するメリットが薄れる。そのため、費用対効果を勘案して鴨池野球場の内野壁面と鴨池陸上競技場について、現状より使用料を低い金額に設定するといったことが必要である。例えば、香川県は県

営野球場の内野壁面の広告使用料を年額 148,080 円と鹿児島県の半分以下に設定している。鴨池野球場の内野壁面と鴨池陸上競技場について使用料を今の金額の半分に設定することで、全ての面に常設広告がなされた場合、平成 26 年度に比し歳入が 1,493 千円増加することになる。

他にも期間限定で使用料をゼロ円に設定し、常設広告に関する企業などの関心を引き付けた上で、金額を設定し直す方法も考えられる。さらに未利用部分について入札制度を導入して広告件数の増加を図るといったことも効果的である。

(ii)ネーミングライツの導入について

ネーミングライツとは、各種施設に有償で企業名や商品名などの愛称を付けられる権利である。

平成 28 年 1 月 26 日、県は鴨池野球場のネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）を募集すると発表した。主な内容は以下のとおりである。

【募集目的】	県有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設のサービスの維持・向上を図ること
【募集概要】	
命名権の対象	県立鴨池球場の愛称
命名条件	県民が親しみやすい愛称であること
	県民の誇りとなるスポーツ拠点施設として親しまれている県立鴨池球場のイメージが今後も継続するような愛称であること
	愛称の使用期間中の変更はできないこと
使用期間	平成 28 年 4 月から 5 年間（希望）
命名権料	1 年間当たり 3,000 万円以上（希望）

上記鴨池野球場のネーミングライツの導入により、県として新たな財源を確保でき、野球場や競技場の認知度が向上し、スポーツ大会や各種イベントの増加に繋がり更なる歳入増加が期待できる。そして購入側においても、企業イメージの向上や社会貢献の実施等につながる。

このネーミングライツについて、鴨池陸上競技場についても導入すべきである。常設広告の利用度が低いことを鑑みると、鴨池陸上競技場のネーミングライツの導入により、今後の鴨池野球場の活性化も期待できることから、県の歳入増加につながるものと考えられる。

【ネーミングライツ導入例】

(単位：千円)

施設正式名称	愛称	年間金額
宮城野原公園宮城球場	楽天 Kobo スタジアム宮城	201,000
宮崎県総合運動公園	KIRISHIMA ヤマザクラ宮崎県総合運動公園	40,000
宮崎県総合運動公園硬式野球場	KIRISHIMA サンマリンスタージアム宮崎	
宮崎県総合運動公園第二硬式野球場	KIRISHIMA ひむかスタジアム	
宮崎県総合運動公園屋内運動場	KIRISHIMA 木の花ドーム	
宮崎県総合運動公園陸上競技場	KIRISHIMA ハイビスカス陸上競技場	
宮崎県武道館	KIRISHIMA ツワブキ武道館	
千葉市蘇我スポーツ公園 蘇我球場	フクダ電子アリーナ	30,000
蘇我スポーツ公園 多目的広場	フクダ電子スクエア	
蘇我スポーツ公園 庭球場	フクダ電子ヒルスコート	
蘇我スポーツ公園 第一多目的グラウンド	フクダ電子フィールド	
蘇我スポーツ公園 第二多目的グラウンド	フクダ電子グラウンド	
香川県営野球場	レクザムスタジアム	10,000
鳥取県立布勢総合運動公園	コカ・コーラウエストスポーツパーク	10,000
沖縄市野球場	コザしんきんスタジアム	6,500
新青森総合運動公園総合体育館	マエダアリーナ	5,000
可児市運動公園スタジアム	KYB スタジアム	5,000
可児市運動公園テニスコート	KYB テニスコート	
青森県営スケート場	盛運輸アリーナ	3,000
青森市民体育館	カクヒロクグループスタジアム	2,500
多治見市総合体育館	感謝と挑戦の TYK 体育館	2,000
伊勢原球場	いせはらサンシャイン・スタジアム	1,300
上山市体育文化センター	三友エンジニア体育文化センター	1,200
千歳市スポーツセンター	ダイナックスアリーナ	540

(出所:各地方公共団体ホームページ)

3. 諸収入の未済

(1) 諸収入

1) 概要

平成 27 年 3 月末現在、(款) 諸収入 (項) 過年度収入 (目) 過年度収入 (節) 過年度収入で収入未済額の残高が残っている主なものは、以下のとおりである。

① 看護職員等修学資金返還金

(単位：千円)

看護職員等修学 資金返還金	予算主務課	調定額	収納額
	保健福祉部 保健医療福祉課		9,808
		収入未済額	不納欠損額
		8,908	—
内容	鹿児島県看護職員等修学資金貸与制度において免除要件を充足しなかったために返還義務が生じたものの過年度返還期限到来分		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額 8,908 千円は 21 人分から構成される。 ・最も古い分では平成 3 年分のものが存在する。 ・文書や電話で連絡の取れない者はいない。 ・「親+親以外の 1 名」を連帯保証人としている。 		

② 県地域改善対策専修学校等奨学資金償還金

(単位：千円)

県地域改善対策 専修学校等奨学 資金償還金	予算主務課	調定額	収納額
	総務部 人権同和対策課		4,200
		収入未済額	不納欠損額
		3,763	—
内容	地域改善対策 専修学校等進学奨励事業 (昭和 62 年度開始平成 14 年度終了) にかかるものの過年度償還期限到来分		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・返還期限は原則として 20 年以内であり、現在履行猶予を認めたものは存在しない。 ・制度対象者は総数 78 人 83,786 千円であり、内 45,299 千円が償還済、24,001 千円が免除、3,953 千円が収入未済、10,533 千円が償還期未到来である。 ・収入未済額 3,953 千円 (11 人分) は過年度分 3,763 千円、現年度分 190 千円である。 		

③ 県地域改善対策高等学校等奨学資金償還金

(単位：千円)

県地域改善対策 高等学校等奨学 資金償還金	予算主務課		調定額	収納額
	教育庁 人権同和教育課		136,964	2,163
			収入未済額	不納欠損額
			134,801	—
内容	鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金事業（昭和 57 年度開始平成 16 年度終了）にかかるものの過年度償還期限到来分			
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・返還期限は原則として 20 年以内であるが、履行猶予を認めたため最終返済期限が平成 45 年度のものが存在する。 ・制度対象者総数は 605 人 721,006 千円であり、内、301,291 千円が償還済、195,297 千円が免除、140,003 千円が収入未済、84,414 千円が償還期未到来である。 ・収入未済額 140,003 千円（268 人分）は過年度分 134,801 千円、現年度分 5,201 千円である。 			

④ 補助金返還金

(単位：千円)

補助金返還金	予算主務課		調定額	収納額
	保健福祉部 障害福祉課		24,397	—
			収入未済額	不納欠損額
			24,397	—
内容	障害福祉サービス事業者指定の取消を行ったことにより生じた平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度補助金返還金			
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に内部告発に伴う監査を実施し、障害福祉サービス事業者指定の取消を行ったことにより返還請求の運びとなった。 ・現状、施設運営は停止し、金融機関債務等もあることから回収は困難と思われる。 ・NPO 法人所管課であるかごしま県民交流センター協働活動促進課と連携しながら対応を検討する。 			

⑤ 心身障害者扶養共済制度

(単位：千円)

心身障害者扶養 共済制度年金返 還金	予算主務課	調定額	収納額	
	保健福祉部 障害福祉課		540	—
		収入未済額		不納欠損額
		540	—	
内容	受給者死亡により支給は終了するが、事務手続が遅れ、死亡後も支給されたことに係る返還金（3人分）。			
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年2月～7月の6か月分 120千円 ・平成10年7月～9月の3か月分 60千円 ・平成9年9月～平成11年2月の8か月分 360千円 ・近年は市町村との連携強化を図っているため誤って支給することは生じていない。 			

⑥ 建設工事請負契約書に基づく損害賠償金

(単位：千円)

建設工事請負契 約書に基づく損 害賠償金	予算主務課	調定額	収納額	
	土木部 監理課		3,645,188	31
		収入未済額		不納欠損額
		2,035,870	1,609,286	
内容	県発注の海上工事の談合にかかる損害賠償金			
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会の排除措置命令等（平成22年11月9日）に伴い、平成25年1月15日に契約に基づく損害賠償請求を行った（請負金額の10%。31社3,645,188千円。内1社は31千円を即納入した。）。 ・平成25年2、3、4月に減額等を求めた民事調停申立（合同26社、単独2社）がなされ、平成27年1月に上記10%を5%にする調停が成立したため、28社分1,609,286千円を平成26年度に不納欠損処理した。 ・収入未済額2,035,870千円の内、28社にかかる残額1,609,286千円については平成27年6月に納入完了。残る2社426,583千円の内、1社284,112千円は公正取引委員会の命令前に民事再生を開始し、その後廃業、もう1社142,470千円は現在、特別清算手続中であり、残余財産からの回収に向けた債権管理を継続している。 			

⑦ 児童扶養手当返還金

(単位：千円)

児童扶養手当返還金	予算主務課	調定額	収納額
	保健福祉部 子ども福祉課	47,663	1,934
		収入未済額	不納欠損額
	39,089	6,639	

内容	受給資格喪失後も受給していた分にかかる返還金
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・主なケースとしては、老齢福祉年金以外の公的年金の支給により児童扶養手当の支給資格が停止する。公的年金が遡って支給を受けた際に支給済の児童扶養手当を返還する義務が生じる。 ・児童扶養手当の受給者は低所得者が多いため、回収が難しいケースが多い。主に時効により不納欠損処理している。 ・県は、債務承認による時効中断や分納を推進し時効にならないよう努力している。 ・なお、現年度分として（款）諸収入（項）雑入にも同様の収入未済額が1,257千円ある。

⑧ 給与の返納金

(単位：千円)

給与の返納金	予算主務課	調定額	収納額
	教育庁 教育庁教職員課	26,386	—
		収入未済額	不納欠損額
	26,386	—	

内容	懲戒免職処分等により返納すべき給与
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒免職処分などにより、支払い済みの給与について返納させるべき事由が生じたもの。 ・収入未済は平成 22 年度調定分と平成 25 年度調定分の 2 件。 ・債務者が所在不明となっているものと、処分について不服申立てがなされ、その後処分取消訴訟が提起されたものがある。

⑨ 業務委託料の一部返還金

(単位：千円)

業務委託料の一部返還金	予算主務課	調定額	収納額
	商工労働水産部 雇用労政課	31,605	—
		収入未済額	不納欠損額
		31,605	—
内容	緊急雇用対策事業により支出した NPO 法人に対する業務委託料返還金		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度～22 年度、平成 23 年度の一部につき書類偽造が認められたことにより生じた返還金である。平成 23 年度 10 月の中間検査により発覚した。 ・法人は解散しており、財産もない。県は、債務者から債務承認書・償還計画書等入手し、債権回収に努めている。 ・業務契約の際に連帯保証人となった法人についても代表者が所在不明で連絡が取れない状況である。 		

⑩ 大島郡住用村戸玉地区の行政代執行費用

(単位：千円)

大島郡住用村戸玉地区の行政代執行費用	予算主務課	調定額	収納額
	商工労働水産部 商工政策課	447,610	—
		収入未済額	不納欠損額
		447,610	—
内容	採石法に基づく緊急措置、災害防止の行政代執行にかかる費用返還金		
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年度に採石場の亀裂と林道への土砂崩れ通報があり、管理業者に採石法に基づく緊急措置、災害防止を命じたものの対応しなかったため行政代執行を実施した際の費用である。 ・管理業者は倒産状態にあり事業停止中である。毎年調査しているものの新たな財産は生じていない。債務承認書入手して消滅時効を中断している。 ・事態を招いた役員の過失が認められないため個人財産には着手できない。 		

⑪ 放置違反金・延滞金

(単位：千円)

放置違反金・延滞金	予算主務課		調定額	収納額
	警察本部	警察本部会計課	16,593	6,385
			収入未済額	不納欠損額
		8,534	1,673	
内容	過年度に発生した放置違反金及びその延滞金			
現況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置違反については、運転者が判明すれば運転者が反則金を納付し、判明しない、あるいは運転者が反則金を納付しない場合には使用者が納付義務を負担するものである。 ・ 放置違反金を納付された際には納付義務が生じた際から納付までの期間に応じた延滞金が発生する。 ・ 使用者が納付しなければ車検拒否、財産差押に至ることがある。 ・ なお、その他現年度分として(款)諸収入(項)延滞金、加算金及び過料等にも収入未済額が5,665千円ある。 			

⑫ 生活保護法第63条及び78条による費用返還金

(単位：千円)

生活保護法第63条及び78条による費用返還金	予算主務課		調定額	収納額
	社会福祉課		62,936	8,560
			収入未済額	不納欠損額
		49,147	5,228	
内容	被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合や、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合などの費用返還金である			
現況	・ 県は町村の区域を管轄することから、町村が合併して市(始良市など)になることにより、管轄区域が減少し、収納額は減少傾向にある。			

2) 監査意見

① 回収可能性の検討

(a) 現状及び問題点

上記の諸収入の収入未済額については、収入未済になってからの年数が長いもの、回収可能性が低いものが多い。また、現行の不納欠損額処理の要件にあらず、不納欠損処理もできないケースが多い。未済額と相手の弁済能力を勘案すると今後数年間回収できないことも予想される。情報収集・相手との連絡等の事務対応の煩雑さを考えるといつまでも県の一般会計に回収見込みのない収入未済額に残す必要があるのか疑問である。

(b) 改善案

回収に関する具体策を所管課から提案させ、その内容を精査し、回収できるものについては回収に関する進捗管理を県の中で一元的に行い回収を促進すべきである。一定の期間内に回収できないと判断されるものについては、不納欠損基準を現実に即したものに直すことも検討すべきであると思われる。

4. 未利用財産

(1) 県有財産有効活用方策(平成21年3月公表)

1) 概要

平成 21 年 3 月に公表された「県有財産有効活用方策」によれば、その内容は以下のとおりである。

① 計画期間

平成 20 年度～平成 24 年度 (5 年間)

② 売却目標額

200 億円

③ 県有財産の有効活用・処分の基本的な考え方

区分		基本的な考え方
未 利 用 地 等	未利用地	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の利活用が見込まれない財産については、できるだけ早期に売却するものとする。 ・売却が困難なものについては、貸付け等による有効活用を図る。
	長期に貸付け等を行っている土地	<ul style="list-style-type: none"> ・県が引き続き保有していく必要があるかどうか検討した上で、貸付けや使用許可を受けている相手方を含め売却を検討する。
	土地開発基金財産	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発基金が保有する財産で、今後取得時の目的どおり利用する見込みがなく、他の目的での利活用も見込まれない土地については、処分を検討する。
職員住宅		<ul style="list-style-type: none"> ・入居率の低いものについては、原則として売却処分を検討する。(鹿児島市内を中心に、老朽化した公舎については、集約化を進め、統廃合により空き公舎等の売却を検討する。) ・敷地が庁舎敷地と一体となっているものなど早期の売却が困難なものについては、利活用の検討を行う。
庁舎系施設		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月の地域振興局・支庁の体制確立に伴って発生が予想される未利用財産(庁舎系)については、総合事務所への機能の集約化の状況等を踏まえ、売却、貸付、譲渡等の利活用を検討する。

④ 検討対象の県有財産及び対応方針の概要

区分			対応方針の概要					
			売却		貸付		その他	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
未利用地等	157	3,118,433	58	418,093	19	349,112	80	2,351,228
職員住宅	48	38,700	14	19,772	—	—	34	18,928
庁舎系施設	10	67,759	3	8,651	—	—	7	59,108
計	215	3,224,892	75	446,516	19	349,112	121	2,429,264

1) 監査意見

① 県有財産の処分等の状況

(a) 現状

【平成 20 年度有効活用方策策定時の県有財産】

上記の検討対象財産 215 件、3,224,892 ㎡についての平成 28 年 2 月末現在の処分状況は以下のとおりである。

対応状況	内容	件数	面積 (㎡)
売却	売却済	55	377,150.19
売却予定	売却の予定	47	987,598.05
譲与	市町村への譲与	6	283,869.20
交換	市町村との交換	5	15,242.15
返還	借地の市町村等への返還	14	6,102.00
県保有	県での利用・利用予定等	33	276,162.00
貸付	普通財産の貸付等	44	563,521.03
方針未定	方針が決定していないもの	8	624,452.08
計 (* 1)		212	3,134,096.70

* 1 次表の平成 21 年度以降未利用財産となった県有財産と併せて区分したこと等により 1) ④の数値と異なる。

【平成 21 年度以降未利用財産となった県有財産の処分状況】

平成 21 年度以降に新たに未利用財産となった 94 件 345,227.62 m²の現状は以下のとおりである。

対応状況	件数	面積 (m ²)
売却	43	50,350.01
売却予定	29	154,617.63
譲与	1	220.00
交換	1	199.37
返還	7	3,054.72
県保有	5	5,555.00
貸付	4	28,312.02
方針未定	4	102,918.87
計	94	345,227.62

(b) 問題点

方針未定の未利用財産は以下のとおり 12 件ある。

課室名	財産区分	財産の名称	面積 (m ²)	地目
【未利用財産への振替年度】平成 20 年度				
総務事務	普通	職員住宅敷地 (鹿児島市)	21,319.00	雑種地
港湾空港	普通	旧奄美空港用地 (奄美市)	116,118.08	雑種地
港湾空港	普通	旧種子島空港用地 (中種子町)	349,431.00	雑種地、原野
学校施設	普通	旧阿久根高校 (阿久根市)	34,148.00	学校用地
学校施設	普通	旧長島高校 (長島町)	57,437.00	学校用地
保健医療福祉	普通	保健看護学校 (南九州市)	33,634.00	学校用地、畑
障害福祉	普通	三光学園跡地 (鹿児島市)	892.00	学校用地
学校施設	普通	南大隅高校旧佐多分校 (南大隅町)	11,473.00	学校用地
小計			624,452.08	
【未利用財産への振替年度】平成 23 年度				
環境林務	普通	環境保健センター城山庁舎 (鹿児島市)	1,462.87	宅地
【未利用財産への振替年度】平成 24 年度				
学校施設	普通	鹿児島養護学校跡地 (鹿児島市)	17,462.00	学校用地
学校施設	普通	鹿児島聾学校 (鹿児島市)	23,309.00	学校用地

課室名	財産 区分	財産の名称	面積 (㎡)	地目
小計			40,771.00	
【未利用財産への振替年度】平成 25 年度				
学校施設	行政	岩川高校 (曾於市)	60,685.00	学校用地
合計			727,370.95	

行政財産は、公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産。普通財産は行政財産以外の財産。

方針未定のものには、平成 20 年度の有効活用方策策定時点から長期的に未利用となっている財産などが含まれている。

(c) 改善案

県の厳しい財政の中、長期間利用されない財産を保有することによる維持管理にかかる無駄なコストも発生するため、スピード感を持って具体的な利活用策を策定することが望まれる。特に平成 20 年度の有効活用方策策定時点から長期的に未利用となっている財産については、6 年以上経過した現時点で具体的な利活用計画がないのであれば、売却等の検討を再度実施することも必要である。

IV. 最後に

1. 包括外部監査の趣旨

包括外部監査制度は平成 9 年の地方自治法の改正により制度化され、その役割や効果について地方自治法に定められている。その中で包括外部監査人の使命は「地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の規定の趣旨を達成するため」に監査を行うとされている。

地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項では以下のとおり、地方自治運営の基本原則を定めている。

地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方自治法第 2 条第 15 項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

特に上記の第 2 条第 14 項は地方公共団体がその事務を処理するに当たって準拠すべき重要な指針である。住民の福祉を増進するということは、地方公共団体の存立の第一義的な目的であり、常にこれに努めなければならないものである。同時に、地方自治は住民の負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理されなければならない。すなわち、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが常に強く要請されるものである。

2. 報告書の記載について

包括外部監査における監査の結果報告については、日本公認会計士協会公会計委員会研究報告の「地方公共団体の外部監査に関する Q&A」等を参考にして行った。

このうち Q35 には、以下の質問と回答が記載されている。

Q35

外部監査の結果報告書に指摘事項として記載する場合の判断基準として、適法性と正当性があります。そこで、適法性と正当性に違反するものとしての違法行為と不当行為の判断について説明してください。

A (要約)

違法行為と不当行為の解釈は重要であり、「違法行為」と「不当行為」を一表にすると次のようになります。但し、「不当」であるためには、その判断基準となるべきものが必要がありますが、現実的には難しい面もあり、総合的な判断が必要とされます。また、「正当性」や「妥当性」の判断には、法令等の解釈が多様であることや、法令等が行政に広い裁量権を与えていることに留意する必要があります。

違法行為	不当行為
法令、条例、規則等の形式的な違反がある。	法令、条例、規則等の形式的な違反はない。
法令等の実質的な違反がある場合 ①裁量権の逸脱あるいは濫用 ②行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的に見て社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる。	法令等の実質的な違反とはいえないが、 ①行為の目的がその法令等の予定するものとは別のものである。 ②法令等の運用の仕方が不十分である、あるいは不適切である。 ③社会通念上、適切でないもの

上記を踏まえ、平成 27 年度鹿児島県包括外部監査のテーマである「鹿児島県の歳入に関する事務の執行について」に関し「Ⅲ各項目における監査結果と監査意見」の箇所に記載した。そこでは監査の目的にも記載したように歳入に関する事務執行手続について、「違法行為」あるいは「不当行為」と判断した事象については合規性に関するものとして「監査結果」という項目に記載し、経済性、効率性、有効性のいわゆる 3E の観点から必要と判断した事象は合理性に関するものとして「監査意見」という項目に記載した。

3. 外部監査人の所感

今回の包括外部監査においては発見された事項は本文に記載したとおりであるが、最後に外部監査人の所感を述べたい。

【チェック体制の強化・職員の資質向上】

県の歳入に関する事務手続の合規性については、ゴルフ場利用税調査票の様式の使用誤り、滞納整理票における滞納者への接触記録の不備、法人県民税均等割の未徴収、使用料減免申請書の未入手、算定方法や記載内容に漏れや誤りなどが見られ、正確・公平な事務手続が行われていないケースがあった。原因としては担当職員の理解不足・上長のチェック不備などが考えられるため、法令等への準拠性をチェックする体制を強化すると同時に職員への指導、研修、事務手続きの周知徹底などによる職員の資質向上が望まれる。

【市町村・国とのより一層の情報交換・連携・協力】

県の歳入に関する事務手続の合理性という観点からは、効果的・効率的・経済的な運営が求められるものであるが、県独自で行えない歳入項目がある。個人住民税は市町村が徴収を行い、法人県民税は税務署から法人情報を入手し、自動車税は運輸支局が管理する自動車登録ファイルをもとに課税し、不動産取得税は登記情報をもとにしている。個人住民税の家屋敷課税の捕捉や特別滞納整理班の活動での市町村、情報入手においての法人県民税、不動産取得における国の機関との一層の情報交換・連携・協力の必要性が求められる。

【主務課のリーダーシップ及び県組織内の連携の必要性】

地域振興局・支庁により法人調査実施頻度に幅があるケース、事務方法が異なるケース、システム機能の未利用、調査が実施されていない税目への取組、使用料の減免基準の見直しが必要なものが見られる。本庁・主務課のリーダーシップのもとでの情報収集・指導で、より効率的な事務処理方法を導入し、統一的な方法を実施し、新たに必要な事務手続きを確立する必要がある。

県の長期の収入未済額、未利用財産の有効活用については、各主務課がそれぞれで対応を行っているが、県組織全体で取り組むべき課題であり、解決に向け各課の一層の連携を行うべきである。

地方自治法第2条第14項に掲げられている「住民の福祉の増進に努める」ために、歳入に関する事務の執行について当監査報告書に記載した事項を迅速に実行に移すことを県に期待する。

以上